

新潟市岩室民俗史料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第61号

新潟市岩室民俗史料館条例の一部を改正する条例

新潟市岩室民俗史料館条例（平成26年新潟市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（施設等の利用）」に改め、同条中「交流室」の次に「及び体験室並びにこれらの設備」を、「利用」の次に「（以下「施設等の利用」という。）」を加える。

第7条中「交流室を利用」を「施設等の利用を」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「交流室の利用を許可しない」を「史料館への入館を拒み、又は前条の許可をしない」に改め、同条第1号中「交流室の利用の目的又は内容」を「史料館への入館又は施設等の利用の目的若しくは内容」に改め、同条第2号中「交流室の利用の内容又は方法が」を削り、同条第3号中「交流室」を「史料館」に改める。

第9条中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第10条を次のように改める。

（観覧料等）

第10条 常設展示室及び鍛冶展示室における展示を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、当該展示を観覧しようとする者から当該展示に係る実費等を勘案してその都度市長が定める額の観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第7条の許可に係る使用料は、無料とする。

第11条の見出し中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条本文中「特別観覧料」

を「観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）」に改め、「特別な展示を」を削り、同条ただし書中「その特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第14条中「交流室」を「史料館」に改める。

第15条中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第18条第1項第3号中「この条例の規定による許可を受けたもの」を「史料館に入館したもの又は第7条の許可を受けたもの」に改める。

第19条第1項第1号中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第23条第3号中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第10条の改正規定、第11条の改正規定、第12条及び第13条の改正規定並びに第23条第3号の改正規定並びに附則の次に別表を加える改正規定 令和

7年4月1日